

第 1 回熱中症対策推進検討会の御指摘事項等への回答

御指摘事項	対応・方向性
○一段上のアラートについては、地域差、暑熱順化やエアコン普及率等の考慮が必要。	○地域差、暑熱順化やエアコン普及率について、今後の論点として検討
○一段上のアラートについては、発表単位について検討が必要	○「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」の議論を踏まえて、「アラートは高温注意情報と同じ府県予報区等を発表単位とし、発表区域内の環境省の暑さ指数算出地点のいずれかで暑さ指数が 33 以上となることが予測された場合に、発表する。」となった。 ○過去の議論においては、「都道府県単位よりも細かい単位を設定することについては、その実現可能性や情報の受け手に対する効果も加味し今後の検討課題とする。」ことなども指摘されたことから、引き続き、実現可能性や情報の受け手に対する効果も合わせて慎重に検討
○エアコンを使用しなかったという人が多数いるため、既存のアラート、一段上のアラートにおいて、エアコンの使用に結びつける取組が重要	○上記の情報の受け手に対する効果を含め、有効に活用されるように、行動変容に如何につながるか引き続き情報発信のあり方等を検討

第1回熱中症対策推進検討会の御指摘事項等への回答

御指摘事項	対応・方向性
<p>○クーリングシェルターについては、アクセスの時間帯・確保、水の提供、プライバシー等について考慮が必要</p>	<p>○アクセスの時間帯・確保、水の提供、プライバシー等について、今後の論点として検討</p>
<p>○災害時の避難、防災対策について、内閣府防災や総務省消防庁と連携・調整が必要である ○高齢者の観点から、厚生労働省との連携も重要</p>	<p>○現在、幅広い分野で対策が必要であることを踏まえ、必要な施策を関係行政機関が緊密な連携の下、総合的かつ計画的に推進するため、熱中症対策推進会議を開催している。引き続き関係府省庁と連携</p>
<p>○アンケートの結果、自治体の熱中症対策について、「状況を把握していない」等の回答があるため、国としても地域の取組を進めることが必要</p>	<p>○熱中症対策を更に推進するため、令和4年4月13日「熱中症対策行動計画」の改定では、重点対策の対象分野として、地方公共団体による熱中症対策の取組強化（地域における熱中症警戒アラートの活用や関係部署・機関との連携の強化、優れた取組事例の周知等）を追加している。引き続き地方公共団体による熱中症対策の取組強化を進める。</p>

第1回熱中症対策推進検討会の御指摘事項等への回答

御質問事項	回答
<p>○民間のクールスペースの運用について行政からの助成や支援はあるか。</p>	<p>○カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の例では、通常、クーリングセンターは地方自治体（市町村や自治会）が資金を提供している。しかし、自治会は、ブリティッシュ・コロンビア州政府緊急管理局（Emergency Management British Columbia）を通じて、緊急対応や極端な高温状況（いわゆる熱波）後の復旧費用に対する財政支援※を申請することができる。</p> <p>※飲料水、職員の超過勤務、施設の借料</p> <p>出典：Financial Assistance for Emergency Response and Recovery Costs Addendum - Eligibility Assessment for Heat Emergency https://www.ubcm.ca/sites/default/files/2022-07/Eligibility%20Assessment%20for%20Heat%20Emergency%20-%20June%202023%202022.pdf</p>
<p>○カナダのクールシェルター設置場所についてリスクの高い高齢者の多い地域や黒人の多い地域といった特徴はあるか。</p>	<p>○カナダ健康省は、罹患率と死亡率を減らすために、極端な高温状況（いわゆる熱波）の発生時に冷房施設（Cooling Facilities）を利用可能にし、以下について支援すべきとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティ機能 ・高齢者、ホームレス、子どもを持つ親、ペットの飼い主などの固有のニーズに合わせたアメニティ設備の提供 ・冷房を必要とする人々が頻繁に訪れる場所など <p>冷房設備の利用状況を慎重に評価し、その結果を利用改善に生かすべきである。</p> <p>出典：カナダ健康省 Heat Alert and Response Systems to Protect Health: Best Practices Guidebook https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/migration/hc-sc/ewh-semt/alt_formats/pdf/pubs/climat/response-intervention/response-intervention-eng.pdf</p>

第1回熱中症対策推進検討会の御指摘事項等への回答

御質問事項	回答
<p>○英国のレベル4のアラートは今年初めて発令されたが、その評価はあるか。</p>	<p>○英国健康安全局（UKHSA）と国家統計局（ONS）は、熱波時の超過死亡について本年10月に共同レポートを発行している。より詳細なUKHSA暑熱死亡率モニタリング報告書は、2023年に発行される予定となっている。</p> <p>レポートの抜粋 暑熱期間とは、heatwave plan for Englandレベル3が発令された日及び／又はイングランド中部平均気温が20℃を超えた日と定義され、2022年6月から8月の間に、この基準を満たす暑熱期間が5回あった。 <暑熱期間中の超過死亡率></p> <ul style="list-style-type: none">・2022年6月から8月までの5回の暑熱期間中に、イングランドとウェールズで56,303人の死亡が発生し、9月7日までに登録された。これは5年平均を3,271人（6.2%）上回る死亡数である。・2022年の暑熱期間では、男性（1,115人）に比べて女性（2,159人）の超過死亡が多く、2016年から2021年にかけて見られた傾向とは逆転している。さらに、70歳以上では5,017人の超過死亡があり平均を上回っていたのに対し、70歳未満では1,749人の超過死亡であり、平均以下だった。 <p>出典：英国 国家統計局（ONS）Excess mortality during heat-periods: 1 June to 31 August 2022 https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/birthsdeathsandmarriages/deaths/articles/excessmortalityduringheatperiods/englandandwales1juneto31august2022</p>